

外部資金を活用した選奨設置に関するガイドライン

2025年7月7日 制定

選奨は本会の定款、規則、及び選奨規程などに基づき、活性化に寄与する施策として本会事業会計の資金により実施されている。選奨への外部資金の導入は、選奨を拡大することで本会活動をより活発なものとするために重要であり、積極的に推進するが、学会としての本会に求められる公益性や公共性を考慮して、外部資金の導入と選奨の設置については以下の通り進める。本ガイドラインは、選奨規程に定める選奨の設置に適用されるもので、ソサイエティ等が定める他規程の選奨には適用されない。また、外部資金の導入による選奨の設置についての原則を示すもので、これに準拠しない選奨の設置を理事会の決議により行うことを妨げるものではない。

1. 官公庁、企業、及び各種団体からの資金提供による選奨の設置

資金提供者との調整により官公庁組織、法人、団体（法人格を持たない団体を含む）等の名称を冠した選奨の設置が出来る。但し、選奨の設置には、原則として次の条件を全て満たすこと。

- (1) 6,000,000円以上の資金提供
- (2) 10年以上の継続期間
- (3) 本会会員を対象とした選奨
- (4) 本会との関係性、及び公益性や公共性を考慮した冠名称
- (5) 提供資金の50%を設置する選奨以外の学会活動へ活用することへの同意

2. 個人からの資金提供による選奨の設置

資金提供者が本会に関連する分野において顕著な業績を残した個人である場合、資金提供者との調整により個人の名称（氏名等）を冠した選奨の設置が出来る。資金提供者がその他の個人である場合、資金提供者との調整により選奨の名称を定めるが、個人、法人、団体、製品、サービス名等を選奨の名称とすることは出来ない。いずれの場合においても、選奨の設置には、原則として次の条件を全て満たすこと。

- (1) 3,000,000円以上の資金提供
- (2) 10年以上の継続期間
- (3) 本会会員を対象とした選奨
- (4) 本会との関係性、及び公益性や公共性を考慮した冠名称
- (5) 提供資金の50%を設置する選奨以外の学会活動へ活用することへの同意

3. 外部資金の導入による選奨設置の手続き

選奨委員会は、外部資金の提供による選奨の設置について審議し、結果を理事会へ報告する。審議の結果、選奨を設置する場合には、選奨規程及び選定手続の変更を理事会へ付議する。

選奨が設置された後、当該選奨の選定委員会委員長に指名された者は、速やかに選定委員会の名簿を作成し、理事会へ付議する。会長は理事会の承認を経て選定委員会の委員を委嘱する。

以上